

第二十八回国会 建設委員會議録第十八号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 西村 直己君
理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君
理事 大高 康君 理事 森野 豊平君
理事 久野 忠治君 理事 前田 榮之助君
理事 三鍋 義三君

出席委員

井原 寛君 池田 清志君
德安 實藏君 堀川 雄次君
廣瀬 正雄君 山口 好一君
井谷 正吉君 井手 以誠君
小川 豊明君 中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣

出席府委員

農林政務次官 瀬戸山 三男君
農林事務官 安田 善一郎君
農地局長 村田 恒君
通商産業事務官 小岩 井康朗君
通商産業技官 山本 三郎君
通商産業技官 植田 俊雄君
通商産業技官 小岩 井康朗君
通商産業技官 山本 三郎君
通商産業技官 植田 俊雄君

委員外の出席者

大藏事務官 松永 勇君
農林事務官(林野行政部長) 戸嶋 芳雄君
通商産業事務官(船舶保安局長) 竹田 達夫君
建設事務官 關盛 吉雄君
建設事務官 關盛 吉雄君

建設事務官(河川局局長) 國宗 正義君
建設技官(河川局砂防課長) 戸田 福三郎君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君

建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君
建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君

三月二十六日

委員池田清志君及び三鍋義三君辭任につき、その補欠として足立篤郎君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員足立篤郎君辭任につき、その補欠として池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員馬場元治君、田中幾三郎君及び勝間田清一君辭任につき、その補欠として井原岸高君、井手以誠君及び三鍋義三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井原岸高君辭任につき、その補欠として馬場元治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

三鍋義三君が理事に補欠当選した。

三月二十五日

二級国道小樽江差線島牧地区の整備等に関する請願(熊鷹三郎君紹介)(第二二五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

〇西村委員長 これより會議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事三鍋義三君が昨二十六日委員を辭任されましたので、理事が一名欠員になっております。理事の選舉は、先例によりまして選舉の手続を省略し、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

〇西村委員長 御異議なしと認め、再び委員になられました三鍋義三君を理事に指名いたします。

〇西村委員長 次に地すべり等防止法案及び地すべり等による災害の防止等に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。御質疑はございませんか。――井手以誠君。

〇井手委員 私は、地すべり等防止法案の審議がいよいよ最終段階に入りましたので、一通り今日まで質疑はいたしました。教点についてお尋ねしたいと思っております。当局の都合もあるようでありまして、まず農林省の政務次官にお伺いをいたします。

農林漁業金融公庫から移転農家に対する貸出金額はどのくらい予定されておるか、これが第一点。次いで、農林漁業金融公庫の金利なり償還期間などについては、すでに何回も質問をいたしておりますが、この貸付の条件は当然住宅金融公庫と同一にすべきであるとは強く主張いたしておるのであります。またはかの委員さんからもそういう意見も強いようであります。農林漁業金融公庫は最大限どこまで金利を引き下げ、あるいは償還期限を延長なさる御用意があるのか、この点を確かめておきたいと思っております。

〇瀬戸山政府委員 まず第一点の、地すべり対策に農家に対する農林漁業金融公庫関係からの資金をどのくらい予定しておるかということではあります。が、昭和三十三年度といたしましては大体五千万を予定いたしております。それから、今日までの法律案の審議に当たりましてはしばしば問題になり、また強い御意向もあつたようでありまして、関連事業として移転をしなければならぬ場合はほとんど農家が多いわけでありまして、その際、農家の住宅あるいはこれに付属する農舎等のいわゆる家屋移転についての融資の条件等についてはことごとくありますが、これは前にもお答えいたしておりましたように、私どももいたしましては、こういう特殊な事情によつて移転を余儀なくされる方々に対しては、できるだけ条件を緩和するようにいたすべきだという考え方のもとで努力をいたして参つたのでありますけれども、住宅金融

公庫の場合の住宅に対する融資の問題と、それから農舎あるいは畜舎等の、付属建物といふものは、農業上の建物の移転に対するものとは考え方の相違があるかもしれませんけれども、農業用の施設は一種の再生産をする施設であるという関係から、住居の場合とは融資の条件について多少の差があるのである、これは今日までもそういう建前をとつた制度になっておるのであります。このような考え方は、そういう建前から今度の地すべり対策に対しては、も案を立てておるわけでありまして、その場合において、一般の場合と、この地すべり対策に対する場合と、それからどういふふうにするかということがきわめて問題になるのであります。先ほども申し上げましたように、融資の条件として、率であるとかあるいは据置期間、償還年限といふものについてできるだけ緩和すべきものであるという建前から、先ほど申し上げましたのが、もうすでに御承知だと思つておりますけれども、農林漁業金融公庫のこういう建物に対する融資の場合には、現在災害の場合に利率を七分としておりますので、この最低の七分にいたしたい、その利率については、一般の場合には七分五厘であります。これを七分にいたしたい、それから償還期限も、十年を最大限にいたしておりましたが、これもやはり十五年にいたしたい、こういうふうにして私どもとしては最大限に緩和するという考え方で案を立てておるわけで

あります。しかしこれについても、しばしば御意向もありましたように、かわいそうではないか、気の毒ではないかという御説はきかれてもつともであります。農林漁業金融公庫の資金源等の割合から見まして、農林漁業金融公庫の資金運用について全般的の問題もありまして、それ以上緩和するということとはきかれて困難であります。将来の問題といたしましては、農林漁業金融公庫の資金の構成を考へていく、たとえば利子のつかない国庫財政からの支出を多くいたしまして、全般的に農林漁業金融公庫の利率を引き下げる方向にわれわれは努力をしなればならないと思ひますけれども、現在の段階においては、先ほど御説明を申し上げたような考へ方を持つておるわけでありまして。

○井手委員 政務次官の御答弁には誠意の一端は認められますけれども、全体的にはきかれて不満であります。住宅に対しては五分五厘の金利であるのに、政務次官が言われるように生産施設である、再生産に絶対必要な農舎、畜舎に対しては金利七分ということ、これはきかれて不合理であります。多くは申しませんけれども、この点については、原案においては助成規定のない今日です。少くとも金利は住宅金融公庫同様にすべきであると私は重ねて申し上げる。従つて政務次官、今後さらに金利の引き下げについて折衝し、研究される御用意があるかどうかをお尋ねいたしたいのであります。

○井手委員 政務次官の御答弁には誠意の一端は認められますけれども、全体的にはきかれて不満であります。住宅に対しては五分五厘の金利であるのに、政務次官が言われるように生産施設である、再生産に絶対必要な農舎、畜舎に対しては金利七分ということ、これはきかれて不合理であります。多くは申しませんけれども、この点については、原案においては助成規定のない今日です。少くとも金利は住宅金融公庫同様にすべきであると私は重ねて申し上げる。従つて政務次官、今後さらに金利の引き下げについて折衝し、研究される御用意があるかどうかをお尋ねいたしたいのであります。

続いてお伺いをいたしますが、農林漁業金融公庫から貸し出すべき一戸当

りの金額は最高限度のくらいであるか、それが第二点。

○井手委員 政務次官のお話にもありますように、移転する農家は全般的に非常に困窮をいたしておるのであります。従つてそういう農家を援護するために、同時に自作農創設維持資金をもちあわせて考慮すべきではないかと考へておるのであります。そうすることであるが、私は信じておりますから、この用意があるかどうか。以上三點をお伺いいたします。

○井手委員 政務次官の御答弁には誠意の一端は認められますけれども、全体的にはきかれて不満であります。住宅に対しては五分五厘の金利であるのに、政務次官が言われるように生産施設である、再生産に絶対必要な農舎、畜舎に対しては金利七分ということ、これはきかれて不合理であります。多くは申しませんけれども、この点については、原案においては助成規定のない今日です。少くとも金利は住宅金融公庫同様にすべきであると私は重ねて申し上げる。従つて政務次官、今後さらに金利の引き下げについて折衝し、研究される御用意があるかどうかをお尋ねいたしたいのであります。

続きまして、農林漁業金融公庫から貸し出すべき一戸当

けられども、しかし多くの場合は、こういう特殊の事情によつて農家が移転を余儀なくされる。そうすると農地の移転等もありましようし、それからたまたま申し上げましたような金利の問題で、負債が多くなる。こういう営業上支障を来たすような条件が特に重なるわけでありまして、そういう場合に、自作農創設維持資金の方で、できるだけ営業に支障のないように、その運用をいたしたい。結局簡単に申し上げると、こういう人は気の毒なんですから、気の毒だという気持ちをもつて、できるだけ、法律の範囲ではありますけれども、運用をいたして、こういう人々の営業をやしやすいようにいたしたい、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○井手委員 この地すべり等防止法案について私がしばしば申し上げたように、農家を援護する農林省の対策というものが、当初の案よりも著しく後退をいたしておるのであります。関連事業計画が難則になつておるといふ一事だけでこれははつきりすると私は考へます。私はこれ以上申し上げませんけれども、これが運用に當つては、そのほとんどが農家であるという立場から、農業経営を成り立たせるという意味、あるいは農地の保全を期するという立場から、万全の対策を講ぜられるように御注意を申し上げて、農林省に關する質疑を終りたいと存じます。

○井手委員 この地すべり等防止法案について私がしばしば申し上げたように、農家を援護する農林省の対策というものが、当初の案よりも著しく後退をいたしておるのであります。関連事業計画が難則になつておるといふ一事だけでこれははつきりすると私は考へます。私はこれ以上申し上げませんけれども、これが運用に當つては、そのほとんどが農家であるという立場から、農業経営を成り立たせるという意味、あるいは農地の保全を期するという立場から、万全の対策を講ぜられるように御注意を申し上げて、農林省に關する質疑を終りたいと存じます。

次に石炭局長にお伺いをいたします。本法案の審議に關してボタ山がその一つとして取り上げられておることは、非常にけつこうな対策だと私は存じております。そこで鉱物の試掘、採掘が地すべりを起すおそれのある場合

はどうするかという点が、この委員会においても何回も論議をされました。その結果、第二十一条において、地すべりの防止上著しい支障が生じたときは試掘、採掘の行為を制限することができるといふことになつておるのであります。これは私の質問に対して法制局の方から、内閣の統一見解として明らかにされたのであります。私は本来ならば、いろいろ解釈がございましてこれを明記すべきものと思つておりました。内閣の統一見解として明示されたので、やむを得ないとも考へておりましたが、その主管省である通産省の石炭局長は、おそろくそうであるとは信じますけれども、この地すべりの防止上著しい支障を生じたときは、鉱物の試掘、採掘にも及ぶという場合があると考へたに於ておりました。その点を確かめたいと存じます。

○村田(恒)政府委員 ただいまお示しのように、地すべり防止上重大な影響がある場合には試掘、採掘にも及ぶもの、そういうふうに考へております。

○井手委員 その点はそれでけつこうであります。

次にお伺いをいたしますが、ボタ山の崩壊防止については、本委員会ばかりではなく、参議院においてもかなり強い意見がある。むしろボタ山の崩壊防止は本法案からはずして、単独立法によつて崩壊防止の万全を期すべきであるという強い意見があるが、せつかくこの地すべり等防止によつて、鉱業権者のないボタ山の崩壊防止が期せられるといたしまして、鉱業権者の明らかならなつておるボタ山が次々に崩壊をしておる。しかも保安施設、保安命

令、あるいは鉱害復旧等々の法令がありまして、中小炭鉱などにおいては資金繰りその他を理由にいたしまして、崩壊防止施設をなかなかやらないのであります。そうなりますと、一方は鉱業権者の明らかなでない、本法案の対象となるボタ山については地すべりの防止対策が講ぜられ、一方においては鉱業権者の明らかなものについては、崩壊防止の対策がなかなか講ぜられないということでは、きかれて片手落ちである、こういう不満も強いのであります。従つてその均衡をはかる上においても、地元、地元の地すべり防止をはかる意味においても、鉱業権者の明らかなものであるものの崩壊防止策をどのように考へるものになつておるのか。この法案の成立を機会に、やはりその方についても万全の対策を考へるべきであると私は考へるものであります。もちろん中小炭鉱の中には、そういう施設を完全にやることにおいて経営に重大な支障を来たす場合もあると私は考へておりますけれども、そのぎりぎりまではやはりやらすべきだと私は存じております。それに対する当局の見解、対策を承りたいのであります。

お十分でないところが多々ござい
す。そのために、昭和三十年十月には
この規則の一部を改正強化いたしまし
て、一そう監督の充実に努めておる段
階でございます。

なお、今後この法案が成立いたしまし
て、ボタ山の崩壊防止について具体的
な方策がとられるようになりまし
た場合には、これと並行いたしまして均
衡を失しないように、鉱山保安の面にお
きまして、農林、建設両御当局と緊密な
連携をとりまして、ボタ山の崩壊防止
方法、防止のための工事等につきま
して、本法と同様の精神に基づき、本法
において規定されましたのと均衡を失し
ないような基準によりまして、鉱業権
者に実施させるということにいたしま
すが、これもただいまお示しのごさ
いまして、特に中小炭鉱につきま
しては、鉱害防止に対する資力の貧弱
ということもございまして、ボタ山
の管理に当って十分な措置をとって
いくようにいたしたい、こういうふう
に考えております。

○井手委員 念のため伺いたしま
すが、鉱山保安法による崩壊防止の
具体的な方法は、現在どういふものが
考えられておりますか。

○村田(恒)政府委員 その点につきま
しては、技術者であります鉱山保安局
長が出席しておりますから、鉱山保安
局長からお答えいたしたいと思いま
す。

○小岩井政府委員 ボタ山の崩壊防止
につきましては、石炭鉱山保安規則の
中に相当こまかく述べてありまして、
かなり厳重な防止方法を講ずるよう
になっております。具体的にその説明を
いたしますと、まず三百七十六条の七

で、「捨石の集積および坑水または廃
水の処理については、左の各号の事項
について、その細目を保安規則に定め
なければならぬ。」ということの中
に、「捨石集積場の管理に関する事
と」それから「応急の際の措置に
関すること」というような点につ
きまして、各山がそれぞれその山の
実情に応じました内容のこまかい
点を個々に定めることになってお
るわけでありまして、

それから三百七十六条の八で、「捨
石集積場および坑水または廃水の
処理施設を設けるときは、坑外保安
係員は、左の各号の規定を守らな
ければならぬ。」ということ、
「捨石集積場および坑水または
廃水の処理施設を毎日巡視し、その
結果を保安日誌に記載すること」と
いうこまかい規定がござい
ます。それから「捨石集積場の表面
に亀裂、沈降等を生じ、崩壊、地す
べり等の危険のおそれが多いときは、
ただちに鉱山労働者に対する退避の
指示その他の応急措置をし、かつ、
管理者に報告すること」、従いま
して係員は「絶えずボタ山の周辺を
回りまして、危険な場合には直ちに
上司に連絡をとって適当な処置を講
ずる。それから「降雨または融雪の
際には、捨石集積場に係る前項第一
号の巡回の回数、増加しなければなら
ない。」従って増加の巡回の必要
な場合には、その回数を適当に増加
させるということもなっております。

それから三百七十六条の九にお
きましては、「捨石は、崩壊、地すべ
り等により危害または鉱害を生ずるお
それが多い箇所を集積してはならぬ。
現在では選炭場を建設いたしますと
きに、それに伴ってボタの集積に

つきましては、どういふところへ集
積するかという点につきまして、図面
に詳細に記入をさせまして、当方の
場所が適当であるか不適当であるか
という点につきまして、こまかく検
討いたすことにいたしております。

それから「崩壊、地すべり等により
危害または鉱害を生ずるおそれが多い
箇所は、人家および事務所、学校
その他の人を収容する建築物から三
十メートル以上の距離を保たなければ
ならぬ。」これも私どもの方の監督に
よりまして、家を移転させる場合も
ございまして、それから危険なものに
つきましては、移転命令等もすでに何
件も出してございまして、この趣旨の
徹底に努めておるわけでありまして、

それから三百七十六条の十一には
「捨石の酸化によって有害ガスが発
生し、または発生するおそれが多い
捨石集積場には、人が居住する建
物を設けてはならぬ。」これはボタ
山の集積場には酸分がございまして、
その上に家などを建てまして、ガス
が発生するようなおそれもございま
す。そういうような場合のためにこ
ういふ規則を作りまして、居住をさ
せないという方法をとっております。

以上の方法によりまして、規則にお
きましてはかなり詳細に規定をいた
しております。特に佐世保のボタ山の
崩壊事件後、早急に規則を改正いた
しまして、従来は崩壊をするという
觀念だけの範囲内の規則でありまし
たものを、崩壊流出するという觀念
に切りかえまして、ボタ山の崩壊流
出につきましては、規則上におきま
してもかなり厳重に規定されておる
と考へております。特にこの規則に
よりまし

て、今後監督を厳重にいたしまして、
先ほど石炭局長から説明がございま
したように、特に中小の炭鉱のボタ
山崩壊につきましては、いろいろ困
難な実情もございまして、今後一
そう監督を厳重にいたしまして、可
及的に崩壊の防止の万全を期し
たい、かように考えております。

○井手委員 鉱山保安局長からい
ろいろ御説明を承りました。厳重に
やっております、法令には詳細に規
定してある、そういうお話は商工委
員会である、それから何回も承わ
っておりますが、厳重にやっております
と申して、実際にやっておりますとい
うところは、私には炭鉱地帯の現
地にございまして、そのことを痛切
に感じております。私はここでいろ
いろ論議をしようとは思っておりま
せん。この法案の成立を機会に、特
に鉱業権者のあるボタ山の崩壊防
止については万全の策を講ぜられ
るよう、従来は態度でなくして、も
っと筋の通った対策を講ぜられ
るようによ望いたしております。

第三にお伺いいたしたいのは、最
近問題になっておりますが、水洗炭
の原石をとることに伴って、ボタ山
が崩壊するといふ問題が起つてお
るのではありませんか。この水洗炭
の原石をとるボタ山の崩壊防止に
ついては、たとい契約に基づいてそ
の責任を水洗炭業者に負わしている
場合におきましても、その鉱業権者
あるいは租鉱権者がみずからの責任
において防止措置をとるようによ
うに、厳重な警告を發したわけでご
ざいます。と同時に、地方の公共団
体におきましても、府県条例等の規
定あるいは条例によりまして取締り
運用を強化するようによ望いたしま
す。今後この方針をなお厳重にいた
しまして、私どももいたしましては
あくまで鉱業権者なり租鉱権者に対
する監督を厳重にいたしまして同時
に、さらに関係のあります府県につ
きましてはできるだけ条例等を制定
して、その取締りを強化していただ
きたい。井手委員の御承知のように
佐賀県におきましてはすでに条例も
ありまし

調査いたしましたところによりま
す。と、事業者数は約五百五十、従
業員数は六千五百名前後、毎水洗炭
によつて洗つて出しております炭が
五万トンないし六万トンというふう
になっております。それによつて起
つて参ります被害はどういふものが
主であるかと申しますと、やはりよ
ごれた水を流しまして、あるいは土
砂を流出させるといふために、河川
あるいは川水に対する被害が非常に
多いようございまして、九州地区の
鉱業権者及び租鉱権者に対しては
なによりが管理してございましてボ
タ山につきましては、特に厳重にそ
の被害を起さぬようによ望いたしま
す。これは石炭鉱山保安規則に
従いまして、汚濁水の放流及びボ
タ山崩壊の防止の措置を十分に講
じ、たとい契約に基づいてその責任
を水洗炭業者に負わしている場合
におきましても、その鉱業権者ある
いは租鉱権者がみずからの責任に
おいて防止措置をとるようによ望
いたしております。と同時に、地方の
公共団体におきましても、府県条例
等の規定あるいは条例によりまして
取締り運用を強化するようによ望
いたします。今後この方針をなお
厳重にいたしまして、私どももいた
しましてはあくまで鉱業権者なり租
鉱権者に対する監督を厳重にいたし
まして同時に、さらに関係のありま
す府県につきましてはできるだけ条
例等を制定して、その取締りを強化
していただきたい。井手委員の御承
知のように佐賀県におきましては
すでに条例もありまし

調査いたしましたところによりま
す。と、事業者数は約五百五十、従
業員数は六千五百名前後、毎水洗炭
によつて洗つて出しております炭が
五万トンないし六万トンというふう
になっております。それによつて起
つて参ります被害はどういふものが
主であるかと申しますと、やはりよ
ごれた水を流しまして、あるいは土
砂を流出させるといふために、河川
あるいは川水に対する被害が非常に
多いようございまして、九州地区の
鉱業権者及び租鉱権者に対しては
なによりが管理してございましてボ
タ山につきましては、特に厳重にそ
の被害を起さぬようによ望いたしま
す。これは石炭鉱山保安規則に
従いまして、汚濁水の放流及びボ
タ山崩壊の防止の措置を十分に講
じ、たとい契約に基づいてその責任
を水洗炭業者に負わしている場合
におきましても、その鉱業権者ある
いは租鉱権者がみずからの責任に
おいて防止措置をとるようによ望
いたしております。と同時に、地方の
公共団体におきましても、府県条例
等の規定あるいは条例によりまして
取締り運用を強化するようによ望
いたします。今後この方針をなお
厳重にいたしまして、私どももいた
しましてはあくまで鉱業権者なり租
鉱権者に対する監督を厳重にいたし
まして同時に、さらに関係のありま
す府県につきましてはできるだけ条
例等を制定して、その取締りを強化
していただきたい。井手委員の御承
知のように佐賀県におきましては
すでに条例もありまし

調査いたしましたところによりま
す。と、事業者数は約五百五十、従
業員数は六千五百名前後、毎水洗炭
によつて洗つて出しております炭が
五万トンないし六万トンというふう
になっております。それによつて起
つて参ります被害はどういふものが
主であるかと申しますと、やはりよ
ごれた水を流しまして、あるいは土
砂を流出させるといふために、河川
あるいは川水に対する被害が非常に
多いようございまして、九州地区の
鉱業権者及び租鉱権者に対しては
なによりが管理してございましてボ
タ山につきましては、特に厳重にそ
の被害を起さぬようによ望いたしま
す。これは石炭鉱山保安規則に
従いまして、汚濁水の放流及びボ
タ山崩壊の防止の措置を十分に講
じ、たとい契約に基づいてその責任
を水洗炭業者に負わしている場合
におきましても、その鉱業権者ある
いは租鉱権者がみずからの責任に
おいて防止措置をとるようによ望
いたしております。と同時に、地方の
公共団体におきましても、府県条例
等の規定あるいは条例によりまして
取締り運用を強化するようによ望
いたします。今後この方針をなお
厳重にいたしまして、私どももいた
しましてはあくまで鉱業権者なり租
鉱権者に対する監督を厳重にいたし
まして同時に、さらに関係のありま
す府県につきましてはできるだけ条
例等を制定して、その取締りを強化
していただきたい。井手委員の御承
知のように佐賀県におきましては
すでに条例もありまし

調査いたしましたところによりま
す。と、事業者数は約五百五十、従
業員数は六千五百名前後、毎水洗炭
によつて洗つて出しております炭が
五万トンないし六万トンというふう
になっております。それによつて起
つて参ります被害はどういふものが
主であるかと申しますと、やはりよ
ごれた水を流しまして、あるいは土
砂を流出させるといふために、河川
あるいは川水に対する被害が非常に
多いようございまして、九州地区の
鉱業権者及び租鉱権者に対しては
なによりが管理してございましてボ
タ山につきましては、特に厳重にそ
の被害を起さぬようによ望いたしま
す。これは石炭鉱山保安規則に
従いまして、汚濁水の放流及びボ
タ山崩壊の防止の措置を十分に講
じ、たとい契約に基づいてその責任
を水洗炭業者に負わしている場合
におきましても、その鉱業権者ある
いは租鉱権者がみずからの責任に
おいて防止措置をとるようによ望
いたしております。と同時に、地方の
公共団体におきましても、府県条例
等の規定あるいは条例によりまして
取締り運用を強化するようによ望
いたします。今後この方針をなお
厳重にいたしまして、私どももいた
しましてはあくまで鉱業権者なり租
鉱権者に対する監督を厳重にいたし
まして同時に、さらに関係のありま
す府県につきましてはできるだけ条
例等を制定して、その取締りを強化
していただきたい。井手委員の御承
知のように佐賀県におきましては
すでに条例もありまし

調査いたしましたところによりま
す。と、事業者数は約五百五十、従
業員数は六千五百名前後、毎水洗炭
によつて洗つて出しております炭が
五万トンないし六万トンというふう
になっております。それによつて起
つて参ります被害はどういふものが
主であるかと申しますと、やはりよ
ごれた水を流しまして、あるいは土
砂を流出させるといふために、河川
あるいは川水に対する被害が非常に
多いようございまして、九州地区の
鉱業権者及び租鉱権者に対しては
なによりが管理してございましてボ
タ山につきましては、特に厳重にそ
の被害を起さぬようによ望いたしま
す。これは石炭鉱山保安規則に
従いまして、汚濁水の放流及びボ
タ山崩壊の防止の措置を十分に講
じ、たとい契約に基づいてその責任
を水洗炭業者に負わしている場合
におきましても、その鉱業権者ある
いは租鉱権者がみずからの責任に
おいて防止措置をとるようによ望
いたしております。と同時に、地方の
公共団体におきましても、府県条例
等の規定あるいは条例によりまして
取締り運用を強化するようによ望
いたします。今後この方針をなお
厳重にいたしまして、私どももいた
しましてはあくまで鉱業権者なり租
鉱権者に対する監督を厳重にいたし
まして同時に、さらに関係のありま
す府県につきましてはできるだけ条
例等を制定して、その取締りを強化
していただきたい。井手委員の御承
知のように佐賀県におきましては
すでに条例もありまし

て、これが勵行されておるような段階にあると承知いたしております。

○井手委員 御答弁の中にありました条例によつて効果を上げたというお話は、実はあまり感心したことではないのであります。条例というものは、限度がございまして、佐賀県においては比較的一時効果を上げたけれども、それ以上効果を上げるといふことは、これは困難であります。限界がございまして、やはりほんとうの効果を上げるためには、必要があれば法令を改正してその崩壊防止のいわゆる法案の万全を期すべきだと考えております。最近石灰水業者の原石をとることによつてボタ山が崩壊しつつあるこの現状に對して、特段の御注意なりあるいは法令改正の御用意も必要によつてはお願いしたい、かように要望をいたしておきたいと思ひます。以上で石炭局の關係は終ることにいたします。

次に住宅についてお尋ねをいたします。移転家屋に対する住宅金融公庫の貸付については再三伺ひをいたしました。原案に對する当局の態度、特に現地の者にとつては非常に不満の点が多いのであります。もうすでに最終段階になりましたので、最後に一点だけ伺ひをいたしておきたいと思ひます。

それは貸付金額が予定の家屋に對する三十万、用地に對する三万円、合計三十三万円に足りないことは前にも申した通りであります。もちろん自己資金がある者とかあるいは余裕がつく者は最高限度で借りるわけではあります。たとい安い金利ではあつても、必要でない金は農家はなかなか借りないのであります。従つ

てこの住宅金融公庫から貸し出す金額を、実情に合うように四十万円以上に引き上げるべきものだと私は考えておるのであります。これは先般参りまして、佐賀県伊萬里市における地すべり被害農家の移転の実情を伺つても、その点ははつきりいたしておるのであります。この一戸当り貸付金額の最高限度を、三十三万円から少くとも三割程度は引き上げるべきだと考えておりますが、当局では実情に即するようになり上げられる御用意があらうなるかどうか、この点をお伺ひいたしたいのであります。

○植田政府委員 この問題につきましても、先般委員会で從來しばしば論議せられたものでございまして、詳しく説明は省略申し上げますが、この貸付限度額は政令で定めることになっておりまして、ただいままでのところ、事務的には、先般御指摘になりましたように三十万という限度をもつて財務当局との話し合いを進めておるところでございます。政令を出すまでにまだまだ折衝の余地がございしますので、その間に、本委員会の御審議の状況に即して結論を得ますように努力をいたしたいと存じております。

○井手委員 努力するというお話でございますが、ここまではつきり幾らまでと私は申し上げませんけれども、幾らか引き上げられるお見込みはお持ちでございますか。

○植田政府委員 この限度額につきましては、再三財務当局とも交渉いたしました金額でございまして、今直ちに幾らまで引き上げられるということに

つきまして、この際確り申し上げることも困難でございます。まだまだ折衝の余地が残されておるものでございまして、その折衝の余地が残されておる期間を利用いたしまして、私自身も財務当局との交渉に乗り出して、御期待に沿うように大いに努力いたしたいと考えております。

○井手委員 次に大蔵省にお伺ひをいたします。それは、高率適用の規定は昭和三十三年度に限り適用するということになっておるのであります。この点は先般もお伺ひをいたしました。この点で、お尋ねしたいのは、財政再建の臨時特例法というものを大蔵省はどういうふうにお考えになっておるのか。私も、地方財政が一時よりもややくつた、再建されつつあるという大蔵省当局の見解に對して意見を異にしておるのであります。それは増税であるとか、あるいは必要経費の圧縮であるとか、首切りであるとか、そういう住民の犠牲の上に地方財政は再建されつつあるものでありまして、従つて再建ではないと私も私どもは考える。私の佐賀県などにおいては、毎年県職員あるいは教職員が二百人、三百人整理されておる。そう考へて参りますと、今の交付金の総額あるいは補助金の状態、いろいろ考へて参りましても、地方財政が真に再建されておることは決して考へません。起債の圧迫、五千数百億に上る地方債の圧迫というものがそのガンになっておることは松永さんも御承知の通りであります。

従つて臨時特例法というものは、当然三十四年度以降も存続すべきものであります。私も私どもは考へておるのであります。大蔵省はどのようにお考へになつておるのであるか、その点をまずお伺ひいたしたい。

○松永説明員 御承知のように、臨時特例法は三十三年度で当然失効するよう規定の書き方になっております。これは昭和三十年に、地方財政の悪化を防止するといふ建前から特別に公共事業関係の補助率、負担率を引き上げ、これによつて地方の財政の好転を待つという考へ方のできたものでございまして、最近の情勢から見ますれば、地方財政は確かに好転はしては通ります。これを、当初法案で予定した通り、三十三年度で当然失効することになっておるわけでございまして、さらに高率補助を続けるかどうかという問題は、新しい政策として、その必要性があるかどうかを論議しなければならぬ。これは三十四年度の予算を編成する際には、地方財政の状況も十分検討した上で、新しい政策を立てるかどうかというところが議論されることになるかと存じます。

○井手委員 高率適用については三十四年度以降の問題である、それは今後論議されるべき問題である、こういうふうなお答えでありました。しかし現在審議しております地すべり等防止法案——これは本法案ばかりではございませぬ。ほかの道路法その他についても同様の規定があるのでございまして、臨時特例法の有効期間内は高率適用をする。そういういたしますと、たとえば本法律を実施して参ります場合に、三十三年度までは二分の一のものが三分の二の補助になる、そういう高率適用が翌年度からは廃止される。たとえば地すべり防止については緊急な工事が五十億圓にも上つておる。それをやりか

けておりますときに、三十三年度までは高率適用であつたから防止工事もできたけれども、三十四年度からはそれが除外され、廃止になったために、工事がうまくいかぬという事態も私は出てくると思つておるものであります。そうなりますと、三十四年度以降の臨時特例をどうするかという見通しが、本法案の成立に大きな影響があると私は存じております。

そこで私はさらにお伺ひをいたしますが、大蔵省の見解では、今後の論議では、問題ではあるけれども、現在の地方財政の状況では引き続き高率適用も考慮しなくてはならぬではないかという御見解に立つておられますか、あるいはまた全然その必要はなくなつたとお考へになつておられますか、その点をお伺ひいたしたいのであります。

○松永説明員 御承知のように公共事業関係の事業につきましても、国と地方の利益と申しますか、そういうところ、それから国と地方の相協力して行う財政負担をどうするかというところにつきまして、基本的な考へ方で補助率というものの原則をきめておる。それは本則にございまして、地すべりにつきましては三分の二というところをきめておるが、これは原則でありまして、一面その補助率を高率適用する必要があるかどうかという政策の問題は、これは地方財政の財政力にどうするかという問題と相関連してそういう措置をとつておるわけでございまして、三十三年度までは一般の臨時特例が、特に高率適用を行つたことと続けられておるもので、地すべりにつきましては同様の措置を講ずる。三十四年度以降につきましては、地方財政は

○西村委員長 この際お諮りをいたします。井手以誠君外二十五名提出の、地すべり等による災害の防止等に関する法律案について、提出者より撤回の申し出がありますが、本案はすでに本委員会の議題となっておりまして、これを撤回するには、衆議院規則第三十六条の規定によりまして、委員会での許可を要するのであります。つきましては、本案の撤回を許可するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○西村委員長 御異議なしと認め、撤回を許可することに決定いたしました。

○西村委員長 引き続き、これより内閣提出、地すべり等防止法案を議題として議事を進めます。

この際井手以誠君より、本案に対する修正案が提出されております。本修正案の内容は、すでに各位のお手元に配付いたしておる通りであります。

まず本修正案の趣旨について、提出者の趣旨弁明を求めます。井手以誠君。

地すべり等防止法案に対する修正案

地すべり等防止法案の一部を次のように修正する。

第二十五条の見出しを「(家屋移転等の勧告及び立退の指示)」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に同条第一項として次のように加ふる。

都道府県知事は、家屋その他の施設若しくは工作物で地すべりによる損害を受けるおそれのあるものの所

有者に対し、一定の期限内に、その家屋その他の施設若しくは工作物を移転し、又は除却するよう勧告することができ。

「第四十五条中第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に、「第二十一条及び第二項並びに第三十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」を「第二十一条第一項及び第二項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、第二十四条第一項中「地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより」とあるのは「主務省令で定めるところにより」と、第三十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」に改める。

第四十六条の見出しを「(関連事業計画)に基く事業及び家屋の移転等に対する補助」に改め、同条中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、都道府県が、第二十四条第三項(前条第一項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基き、又は第二十五条第二項(前条第一項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による勧告に基き同項の期限内に、家屋その他の施設若しくは工作物を移転し、又は除却した者に対し、その移転又は除却に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、家屋その

他の施設又は工作物(畜舎、収納舎等農業生産に直結するもので主務省令で定めるもの(以下「農業用家屋等」という)を除く)の移転に要する費用についてはその四分の一以内を、農業用家屋等の移転に要する費用についてはその二分の一以内を、家屋その他の施設又は工作物の除却に要する費用についてはその四分の一以内を補助する。この四分の一以内を補助することができ。

第四十七条中「承認を得た関連事業計画」の下に「又は第二十五条第一項の規定による勧告」を、「公表の日」の下に「又は当該勧告を受けた日」を加える。

附則第三条第一項中「昭和三十三年度における適用については」を「適用については、当分の間」に改め、後段を削る。

附則第三条第二項中「昭和三十三年度における適用については」を「適用については、当分の間」に改め、後段を削る。

附則第四条第二項中「昭和三十三年度における適用については」を「適用については、当分の間」に改め、後段を削る。

附則第八条の住宅金融公庫法第七十条第六項の改正規定中「第二十四条第三項」の下に「(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を、「承認を得た関連事業計画」の下に「又は同法第二十五条第一項(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む)の規定による勧告」を、「公表の日」の下に「又当該勧告を受けた日」を加える。

○井手委員 この際地すべり等防止法案に対して、日本社会党を代表して修正の動議を提出したものであります。

修正案提出の理由を申し上げます前に、一言、撤回に至った事情を釈明いたしたいと存するのであります。私も社会党は、地すべり防止という緊急事態に備えるために、昨年十一月の臨時国会に、地すべり等の防止に関する法律案を提出いたしました。これは、自民党の皆さんと一緒に提出するつもりでありましたけれども、残念ながら、いろいろな事情から、私どもだけの提案となつたのであります。きわめて急ぎの間に提案したものであります。議員提案であるにもかかわらず、その内容においては決して政府案に劣るものでないことを、私どもは確信いたしておつたのであります。先日、参議院におきまして参考人、早稲田大学の村教授の陳述によりまして、政府案よりも社会党の案の方がずっと筋が通つておる、こういうおほめの言葉もいただいたのであります。また本委員会においても、これは個人的でありましたけれども、いや、井手君の方の案がずっといいんだぞ、こういうようなお言葉もいただいた次第であります。(笑聲)

「おせいじだよ」と呼ぶ者あり)おせいじだというお話しもありますけれども、井手君、それはおせいじじゃない、ほんとうだ、と前提をしておほめでありました。しかし、たといつぱな法律案でありまして、やはり成立すること、政治情勢、議会内の勢力から申します

と、なかなか私どもの案が成立しそうなものではないのであります。非常に残念ではありますけれども、そういう情勢を勘案して、さらにまた、先般根本建設大臣が、いろいろ御不満ありまして、う、自分もそう考へておられるけれども、この法律案を作ることが一歩前進だという意味で御了解願いたいというお言葉もあり、確かにこの法律案を作ること、これは認めておるのであります。従つて、諸般の情勢を勘案し、あるいは一歩前進だ、地すべり対策に対して二期この際いさぎよく私どもの法律案を撤回したような次第でありますので、一言釈明をいたしておく次第であります。

続いて、本修正案の提出の理由を申し上げます。

その第一は、地すべり地帯の関係者は大部分が農家であり、この人たちは、土地に対する執着、愛着が特別に深く、しかも経済的に余裕がないのが普通であります。そして一般の災害と異なり、地すべりは予見できるものであります。国土保全と人命財産を守るために、公共的立場から、危険とわかつて、農家には当然移転を勧告して、生活に対する不安を除き、民生の安定を期するのが政治であると考えておるのであります。先日、本委員会における河川局長の答弁によりまして、命令でもなかなか家屋移転というものは完全に行われないということを申されたのであります。命令でもできないもの、しかも原案によりまして、関連事業計画で自主的に計画を立てさせる、こういうことでは、なかなか家屋移転というものがうまくいかないものであります。家屋移転にしましては、私は少くとも勧告というものを一条設けて行つべきものであると考えておりますので、修正の第一にこれをあげたのであります。

その第二は、いま申し上げては、この家屋等の移転にしましては、やはり助成をしなくては其の効果を期することができないのであります。その理由は、先般来質疑を通じていろいろ申し上げております。家屋移転をしない、ちやならない農家などは、二重、三重の負担がかかってくるのであります。従つて私どもの提案では、家屋移転をする者に対しては二割五分の助成、農舎、畜舎に対しては五割の助成を考慮いたしておりましたけれども、本法案にはその規定がないのであります。助成規定がないのであります。真に家屋移転を円滑に実施させ、そしてその農家を守つていくためには、助成の規定はぜひとも必要であるということから、助成の規定を修正することにしたのであります。

次に、関連事業計画。先刻も申し上げましたように、雑則にうたわれておるこの関連事業計画、いわゆる土地事業計画といふものは、防止工事、家屋移転、この二つと並んで、その家屋を移転する者の農業経営を成り立たせるといふ三つの柱の一つであります。それはやはり本則にうたつてその援護の完全を期すべきだと考へておるわけでありまして、従つて関連事業計画は、その補助率を二分の一から三分の二に引き

上げるべきである、かように存するの
であります。

その次第四には、ボタ山の下にある
家屋の移転関係については、関連事業
計画の読みかえがないのであります。

原案によりますと、ボタ山については
関連事業計画が除外されておる。しか
し実情から申しますならば、当然関連
事業計画を適用すべきものであると私
は考えますので、その規定を当然関連
事業計画を適用することによって修正
を考えた次第でございます。

さらに第五には、先刻も質問いたし
ましたように、原案によりますと補助
率の高率適用は三十三年度限りであり
ますけれども、やはり地すべり防止工
事を完全に行いますためには、地方財
政云々ということで補助率を上げたり
下げたりするよう不安定なものであ
つてはならないと考えております。

従つて三十三年度限りとありますの
を、「当分の間」と改めて補助率を安定
させたい、これが第五の修正点であ
ります。

ほかに一、二点ございますけれども
も、それは重要な点ではございませ
んで、省略いたします。

以上五つの理由を申し上げまして、
私どもの社会党が提出いたしました修
正案の提案理由の説明にかゝる次第で
ございませう。何とぞこの修正の要点が
地すべりの防止対策を完全にする一
大ポイントであるということを御覧願
いまして、皆さん方の御賛成をお願い
申し上げます。

○西村委員長 ただいまの修正案に
対して、御発言はございませんか。――
御発言がなければ、この際、国会法第
五十七條の三の規定によりまして、本

修正案に対する内閣の意見を聴取した
したいと思ひます。根本建設大臣。

○根本建設大臣 ただいま井手さんの
方から修正案の趣旨弁明がございま
した。この地すべり法案は、政府にお
きまして慎重に審議をいたし、その
結果各般の方面を総合的に検討をいた
しました結果出てきた案でございます
ので、いろいろ社会党の方々の御意見
の趣旨もつともな点もございませう
が、政府といたしましては原案でこの
法律案が成立することを強くお願いす
る次第でございます。

まず第一に、社会党の修正案の第一
点である家屋移転の勧告の件でござ
います。これは御承知のように、勧告
というものはその居住者に対する非常
に強い行為制限でありまして、その行
為制限をこの法律で規定するというこ
とでは、法制上も非常に議論の存する
ところでありまして、なおまた住宅の
みならず納屋その他のものも、やはり
これは移転と同時に生活の根拠が移転
すればこれもやらなければならぬ、か
なり広範囲な問題になるのでございま
す。そういう関係から、また実際の
状況から勘案いたしまして、むしろこ
れは指定された区域における地方自治
体の計画に基いて、その地区に居住さ
れる方々の自発的同意によつて処置す
ることがやはり民主的であり、実際の
ところ、こういう観点においてわれわ
れは原案をそのまま通していただきた
いと考えております。

次に、家屋移転等の助成規定を設け
よという点であります。これは人情
論としてはまことにさうでございま
す。しかしながら、この移転をした場
合における利益はやはり移転をした人

それ自身が受ける利益でございませ
う。これによつて一般公共の利益にな
るということでありませう。また議論
の立て方もございませうが、原則とし
て政府のこういういろいろな災害の類似
の問題に対する考え方といたしまして
は、そういう場合においては補助をい
たしてございませう。そのかわりに公庫
の融資等、別途の方法をもつて優遇措
置をしておりますので、他の類似の状
況にあられる人々との均衡をとる意味
においても、融資という優遇措置で満
足していただきたいと思つた次第であ
ります。

その次に、関連事業に対する国の
補助率をもう少し上げよという御提案
であります。従来も類似の事業につ
いて、たとえば老朽ため池とか急傾斜
農地等に対する補助率等と比較いたし
まして、むしろこの地すべり等に対
する補助率の方が、二分の一にするわ
けでありますから、上つておるわけであ
ります。これを三分の一にせよ、ある
いは五分の四にせよ、その思いやりの
気持は十分に承知いたしますが、政府
の行いますところの事業が類似の事
態に対してやはり均衡をとるということ
も政治のとりべき態度であると考えま
して、従来類似になつておるところの
事態の最高限度をこのところは規定し
ておるといふ意味において御了承願
いしたいと思います。

それからボタ山の防止地区について
の関連事業の規定の問題であります
が、御承知のように現在問題になつて
おるボタ山につきましては、農地、住
宅等もきわめて少いのであります。そ
ういふ関係からこれを全部関連事業と
いうふうに、地すべりと同様に規定す

ることは必ずしも実情に合わない。し
かしながら全然放置するわけではござ
いませんで、これはボタ山地区におけ
るそういう事態については、一般の農
業対策あるいは住宅政策で処理し得
る、こういう意味において、これも原
案の通りにしていただきたいものと考
えております。

それから附則第三条の昭和三十三年
度における適用については、とあるの
を「当分の間」に改めるといふことで
ございませう。これは先ほど来いろいろ
と御議論のあつたところでございま
す。政府といたしましては、いわゆる
臨時法に基くところの期限立法がござ
いまして、これによりまして他のもの
も規定しております。問題は三十四年
度以降の補助率の分担金の問題に關
連するものであります。これは地方財政
と国の財政全体の総合的観点におい
て検討し、あらためて規定する、こ
ういふ大前提に立つて本国会に提案
しております。その際、これは総合的
に処理いたしたい、こういう意味にお
きまして、これまた原案に御賛成を願
いと思つておるわけでありませう。

以上五つの理由をもちまして、政
府といたしましては、修正案につ
いて遺憾ながら賛成をいたしかねま
す。原案の通りに成立することをお願い
する次第でございます。

○西村委員長 これより本案並びに修
正案を一括して討論に付します。討論
の通告がありますからこれをお許し
いたします。三鋼義三君。

○三鋼義三 私は日本社会党を代表
いたしまして、ただいま議題となりま

た地すべり等防止法案につきまして、
修正案並びに修正部分を除く原案に賛
成の討論をいたしたいと思ひます。

本法案は、前第二十七国会におき
まして日本社会党が提出し、今国会にお
きまして本案と並行審議となりまし
た地すべり等による災害の防止に關する
法律案が政府を刺激して、提出の運び
となつたものであります。しかしなが
ら、先ほど修正動議を提出いたしま
したように、内容の一部に政府と意見を
異にする点がありますので、この際、
この点を明らかにいたしておきたい
と思ひます。

その第一点は、関連事業計画につ
いて、家屋等の移転の勧告及びこれに
伴う助成規定がないこと、ボタ山に關
連事業計画を適用してないこと及び關
連事業計画に対する国の補助率が適
当でないこととあります。これらは關
連事業計画の実施をはなはだしく困難
にし、ひいては地すべり防止対策の効果を
減じ、民生の安定につき不安の影を
投げることをおそれるものであります。

第二点は、地すべり等防止工事並び
に関連事業計画に対する補助率の規定
が適当でないと思はれる点であります。
地すべり等の地域が、財政貧弱団
体に偏在している実情を十分に考慮
する必要があります。以上の二つの見
地から、修正案に賛成の意を表する
ものであります。

しかしながら本法案は、わが党が提
出した修正法案と精神におきま
して一致しております。また特に昨
年の大災害以来、地すべり等の対策に關
する基本法が待望せられております
ので、修正部分を除く原案については時

宜に適した処置であることを率直に認め、地すべり対策の漸期的飛躍を期待いたしまして、賛成をする次第であります。

○西村委員長 久野忠治君。

○久野委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地すべり等防止法案に対する修正案に反対し、原案に賛成の討論を行わんとするものであります。

地すべりは、現在三十六道府県にお

たり、約五千五百カ所、十四万五千町歩に及び、年々多大の被害が発生しております。また保安義務者のない約二百二十カ所のボタ山のうちにも、崩壊により被害が発生しているものが少なくありません。これらに対し、その防止に関する抜本的対策を要望する声が、昨年の大災害以来、特に大きく叫ばれていたのであります。このときに当り、政府が本法案を提出されたことは、まことに時宜に適した措置であります。まして、本法案提出に至るまでの政府当事者の努力に対し、深甚の敬意を表する次第でございます。

本法案は、地すべり及びボタ山の崩壊につきまして防止区域を指定し、管理責任を明確にし、この区域内における地すべり等の助長行為の制限を行う等の管理規定を設け、防止施設の施行者費用の負担等を明確にいたすとともに、地すべりによる被害軽減策として、危険区域の家屋移転、農業用施設の整備等に関連事業として施行することとし、これに補助または融資の道を講じようとするものであります。このような措置はまことに適切なことであり、全面的にこれに賛意を表する次第でございます。

しかし一言希望を申し上げたいことは、第一に、本法案が成立いたしました上は、予算の上にも反映し、この法律を十分に生かしていただきたいこと。次に、鉱山保安法による監督を厳重にし、今後この法律の適用を受けるボタ山を発生させないようにしていただきたいこと。この二点でございます。

以上、希望を申し添えまして、修正案に反対し、原案に賛成の意を表する次第でございます。

○西村委員長 討論はこれにて終局いたしました。これより採決を行います。まず井手以誠君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立少数。よって、井手以誠君提出の修正案は否決されました。よって、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よって、本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

この際三鍋義三君より、本案に対し附帯決議を付するべしとの動議が提出されております。提出者の趣旨説明を求めます。三鍋義三君。

○三鍋委員 本案に對しまして付帯決議を付したいと思ひます。案文はお手元に配付してございますが、念のため読み上げます。

地すべり等防止法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に當り、左記

各項の実現につき特に配慮すべきである。

記

一、緊急を要する地すべり等防止工事は、おおむね五箇年間に完成すること。

二、住宅金融公庫の貸付の手續きを簡素化すると共に、貸付金額の最高限度をつとめて引きあげることに。

三、農林漁業金融公庫の貸付の条件は、住宅金融公庫の貸付の条件との均衡を充分に考慮してこれを定めること。

四、本法の対象とならないボタ山については、鉱山保安法による監督指導を厳重にし、鉱業権者等をしてその崩壊防止対策につき遺憾なくからしめること。

以上であります。

次に、これに対するところの趣旨を御説明申し上げたいと思ひます。

まず第一点であります。地すべり等のうち、その防止工事を必要とするものは建設省関係約百八十七億、農林省関係約百四十六億、計約三百三十三億に上るのであります。このうち、五カ年間に緊急に行わなければならない工事として、建設省関係において約二十億、農林省関係において約三十九億二千五百万、合計約五十九億余円の事業費を要することが、政府答弁においても明らかにしたところであり、一方、三十三年度予算に計上せられております補助金は、両省合せて三億二千五百万、これを事業費に逆算しても、五億程度のものであろうかと思はれるのであります。かく

ては、危険に瀕している地すべり等の地域の住民の安全にはほど遠く、本法の目的に沿わないものであります。政府は、すべからず本法の精神を予算の上に表わし、緊急工事はせむとも五カ年間に完成すべきであると存するものであります。

第二点及び第三点といたしまして、これは関連事業計画による資金の融資についての問題であります。本法により対象となるのは農家が主たるものであります。農家にとっては各種の官庁式手續は最も苦手とするところであり、また実際にそのいとまがないで貸し付けるのであります。借付や貸し付けに特に手續を簡素化すべきものと思ひます。また農家は普通の住宅に比べて広いものを必要としており、かつ現金収入も少く、本法による住宅等の移転は災害のそれと異なつて、永住地を移るのであります。貸付の最高額は、他のいかなる条件よりも優位に取り扱われるべきものと存じます。

次に農林漁業金融公庫の貸付の条件は、現在までの政府説明によりまして、住宅金融公庫のそれに比べましてあまりに隔たりがあるように思われま

す。前述の農家の特殊事情を考慮いたしますならば、その貸付条件を住宅金融公庫のそれに極力近づけるよう特別の配慮がなされるべきであらうと思ひてあります。

第四点は、ボタ山についてであります。本法第二条により、現に鉱業権者等の保安義務者のないボタ山のみが本法の適用を受けて、崩壊防止工事は都道府県知事の行うところとなり、現に

鉱業権者等のあるボタ山は本法の適用から除外されているのであります。これらは、今後は鉱山保安法のみによつて崩壊防止の措置を講じなければならぬのであります。また、鉱山保安当局は監督を十分に厳に行なつて、いよいよ崩壊することのないよう、また今後保安義務者のないボタ山が漸じて生じないよう監督の全きを期すべきであると存するものであります。また同時に、中小炭鉱が以上の鉱山保安法の厳重なる監督によつてその経営が危地に追い込まれることのないよう、別途に適當なる指導をなすべきであります。

以上が付帯決議の趣旨でございます。何とぞ委員各位の御賛成をお願いしたいと存する次第であります。

○西村委員長 ただいまの三鍋義三君の説明に對しまして御発言はございませんか。――別に御発言もないようでございますから、採決いたします。

ただいまの付帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よって付帯決議を付するに決しました。

なお、ただいま可決いたしました法案の報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないものと認め、さよう取り計はります。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

〔参照〕

地すべり等防止法案（内閣提出第七
六号に関する）報告書
〔別冊附録に掲載〕

第七号中正誤

一〇頁四段二一行「規定により」は
「規定による」の誤
一六頁五段一行は同頁四段末行に続
くべきの誤

第十七号中正誤

へ	段	行	誤	正
二	二	三	その他の排 水設備	その他の排 水施設
六	四	五	受認義務	受忍義務

昭和三十三年四月一日発行

昭和三十三年四月二日印刷

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局